

広島市安佐北区社会福祉協議会

地域福祉活動第7次3か年計画

すべての人に居場所や役割があり、

地域で安心して暮らせる、支え合いのあるまちをつくろう

平成30（2018）年度～平成32（2020）年度



社会福祉法人 広島市安佐北区社会福祉協議会

はじめに

高齢化や人口減少が進む中、地域共同体の弱体化、単身家族の増加等の家族構成の変化など、社会環境が大きく変化するなかで、私たち住民の暮らしに大きな影響を与え、日々の暮らしにくさや様々な地域生活課題を生み出しています。

こうした中であっても、住民は多様な活動主体による参画と協働により、様々な課題解決に取り組んでいます。これらの取り組みは住民が率先して活動主体となり、それぞれの圏域において、理想とするまちづくり、人としての暮らしやすさを目指そうとするものであり、住民主体の推進力となるものです。

このような状況を踏まえ、本会は「すべての人に居場所や役割があり、地域で安心して暮らせる、支え合いのあるまちをつくろう」を基本理念とする「安佐北区地域福祉活動第7次3か年計画」を策定しました。

本計画は、社会情勢の変化を踏まえ、平成30年度から平成32年度までの3年間を実施期間とし、「住民自身による民間の主体的かつ活発な取り組みを一層広げ、安佐

北区の地域福祉を推進していくためには、民間と社協、行政が協働して取り組むことが重要」との認識に立ち、区内の地域活動団体等からご意見をいただきながら計画策定作業を進めてまいりました。

本会としましては、社協の立脚点である「住民主体の理念」に基づき、区民の皆様とともに、本計画に基づいた取り組みを実施し、地域福祉推進に尽力してまいりますので、より一層のご支援ご協力を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

終わりにになりましたが、本計画の策定にあたりご協力をいただきました関係者の皆様をはじめ、意見聴取（ヒヤリング）などで貴重なご意見、ご提案をいただきました関係者のみなさまに心からお礼を申し上げます。

平成31年（2019）3月

社会福祉法人
広島市安佐北区社会福祉協議会
会長 伊藤 昭 善

広島市安佐北区社会福祉協議会 地域福祉活動第7次3か年計画 目次

序	章	計画策定の基本的な考え方	
	1	広島市安佐北区社会福祉協議会地域福祉推進第6次5か年計画の概要	1
	2	第6次計画の総括	2
	3	第7次3か年計画策定の背景	5
	4	第7次3か年計画策定の基本的な考え方	6
第1	章	今、私たちの地域は、暮らしは	
	1	それぞれの住民の暮らしにくさ（地域生活課題）について	7
	2	支える地縁組織の課題	9
第2	章	私たち住民がめざす福祉のまちづくりに向けて	
	1	住民による地域福祉の活動展開	11
	2	私たちがめざす住民主体のまちとは	13
	3	共通する課題から見えてきたもの	18
第3	章	安佐北区社会福祉協議会の活動・組織 発展強化計画	
	1	事業を推進する方針	19
	2	第7次計画の取り組み内容	20
	3	具体的なアクションプランについて	20
資料	編		26

序 章 計画策定の基本的な考え方

1 広島市安佐北区社会福祉協議会地域福祉推進第6次5か年計画の概要

地域福祉推進第6次5か年計画<平成25年度～29年度>(以下、「第6次計画」という。)は、次の社会情勢を背景として策定しました。

- 少子高齢化の進行と人口減少社会の到来、進む家族の小規模化、町内会加入率の低下等により、家庭の相互扶助機能や地域社会の共同体意識が低下してきているとともに、人と人とのつながりが希薄化してきている。
- 生活困窮者の増加、児童虐待の増加、進まぬ障害者理解等のため、安定した生活を送る人がいる一方、人間関係の最小単位である家族・家庭そのものの崩壊、低迷する経済情勢による雇用不安等により、経済的・社会的格差の広がり、複合的生活課題を抱え、地域からの孤立を深める人が増加している。
- 家族が抱える生活課題や地域社会での孤立といった問題の深刻化への対応は、行政機関の支援だけでは不十分、民間の福祉団体・地域組織・ボランティアなど幅広い連携が必要となっている。また、ボランティア活動や市民活動への意識の高まりがみられ、地域での様々な取り組みが展開されている。

こうした社会情勢を背景に、つながりを意識した小地域福祉活動やボランティア活動、個別支援活動を推進し、社会的課題に向き合い、福祉のまちづくりを推進する計画として、第6次計画を策定しました。

【第6次計画の理念等】

計画の理念：地域で安心して暮らせるために、
一人ひとりが主役となった「ささえあいのまち」をつくること
スローガン：「みんなでつくる ささえあいのまち」

[計画の構成]

基本目標1 福祉のまちづくりをすすめます	第1の柱 ささえあいのまちをつくろう
基本目標2 福祉活動への参加をすすめます	
基本目標3 その人らしい暮らしを支援します	第2の柱 一人ひとりの暮らしをささえよう
基本目標4 福祉ニーズ把握と課題解決の仕組みをつくります	
基本目標5 活動を円滑に推進するための組織活動基盤づくりを図ります	第3の柱 活動をすすめる体制を強化します

この第6次計画については、平成28年度に「中間見直し」を行いました。見直しでは、一部「内容改善」を行い、平成29年度までの事業を推進しました。

2 第6次計画の総括

第1の柱 ささえあいのまちをつくろう
<p>(1) 交流の機会や場づくりを通して、つながりづくりを深めよう</p>
<p>「介護予防・日常生活支援総合事業」、「生活支援体制整備事業」に市・区社協として参画し、区社協職員の増員を図ることにより、この事業を活用して地域の取り組みを活性化しようとする地域団体の応援に注力することにしました。その結果、平成29年度には高齢者交流サロンは66か所、生活支援サービスの実施団体は4団体が取り組みました。</p> <p>今後も、広島市が進める他の施策・取組を活用するとともに、「新・福祉のまちづくり総合推進事業」との整理や調整を行い、地域で活動する人たちが混乱しないように方向付けを行っていきます。</p>
<p>(2) ささえあいの取り組みを推進し、広げよう</p>
<p>「介護予防・日常生活支援総合事業」の住民主体型生活支援訪問サービスや地域高齢者交流サロン実施団体への訪問などにより地域とのつながりづくりをすすめ、地域包括支援センターや行政など関係機関と連携し、地域状況や社会資源の把握に積極的に努めました。</p> <p>地区ボランティアバンクの取り組みについては、3地区社協が住民主体型生活支援訪問サービスを活用し実施団体として事業の活性化に取り組みました。</p> <p>また、各種ボランティア講座や小地域での「地域デビュー講座」を開催し、新たな活動者の発掘と身近な地域での担い手育成に努めました。</p>
<p>(3) ささえあいの考え方やその仕組みを学ぶ機会を設けよう</p>
<p>青少年福祉活動体験事業では、ボランティアや市民活動など様々な分野の活動者の協力を得ながら、ボランティア活動にふれるきっかけづくりと福祉への関心を高めるための講座を継続して実施しました。</p> <p>また、子どもから大人まで生涯にわたる福祉学習の場づくりとして福祉体験を通して学ぶ「やさしさ発見プログラム事業」は実施団体や実施内容が固定化しているのが現状です。今後は地域住民や地域団体などに、社会情勢や地域課題に即した内容で地域への働きかけを行っていきます。</p> <p>地域福祉センター主催事業として地域住民を対象に知的障害理解講座や認知症サポーター養成講座を開催し、福祉課題への理解と啓発に努めました。</p>
<p>(4) ささえあいの取り組みを広めよう（情報を発信しよう）</p>
<p>年3回発行している区社協広報紙「社協あさきた」では、区内の多様な取り組みや小地域の先駆的な取り組みのほか、地区社協活動やサロン活動などを積極的に紹介し、福祉への関心を高められるよう、情報発信に取り組みました。</p> <p>また、社会福祉大会やボランティアフェスタの開催により福祉やボランティア活動への関心を高めるための啓発のほか、ホームページへの地区社協広報紙掲載、地区社協を対象とした広報紙作り研修会の開催、地区社協広報紙発行助成の新設などにより、地域福祉活動への参加や理解を得られるよう努めました。</p>

第2の柱 一人ひとりの暮らしをささえよう

(1) 問題が潜在化しない取り組みをすすめよう

総合相談員を中心に総合的な相談機能を強化し、相談者に寄り添い、関係機関と連携して生活課題の解決に向けた支援を行いました。福祉サービス利用援助事業（かけはし）及び成年後見事業（こうけん）の推進に努めるとともに、平成26年9月から広島市社協が受託した生活困窮者自立支援事業「広島市くらしサポートセンター」に協力し、支援を必要としている人が地域で安心して生活できる体制づくりの推進に努めました。（平成30年4月からは各区にくらしサポートセンター設置）

(2) ささえあいの取り組みをすすめよう

新・福祉のまちづくり総合推進事業のうち近隣ミニネットワーク推進事業（あんしんネットづくり推進事業）では、高齢者地域支え合い事業の取り組みの検討や開始に向けた協議の場への参加などを通して、地域包括支援センターと連携して見守り活動の推進を支援しました。

平成26年の8.20広島豪雨災害における被災者支援活動で得た経験を基に、区災害ボランティアセンターと区災害対策本部との連携・情報共有が必要なことから、平時から区社協と区役所関係課の連携体制づくりを行うため、平成27年度から年1回、区役所関係課との協議を継続して行っています。

(3) ささえあいの輪づくりを支援しよう

ふれあいいいききサロン開設推進事業助成により新規サロンの立ち上げを支援し、地区社協サロン連絡会では、他地区のサロンの事例紹介や情報提供を行うとともにサロンの活性化に努めました。

平成28年度から「介護予防・日常生活支援総合事業」のモデル事業、翌年度からの本格実施に伴い、生活支援コーディネーターが各区に配置され、事業を活用した住民主体による地域のつながりづくりの取り組みの推進に努めました。

また、認知症家族会、在宅介護者の会、障害当事者の会などの自主運営の支援を行い、つながりづくり、仲間づくりを支援しました。

(4) 新たなささえあいの取り組みを生み出そう

白木地区4地区社協（井原・志屋・高南・三田）の交通課題について、移動手段の実態や住民の意見を町内会、自治会を通じたアンケート調査により集約し、井原地区をモデル地区として生活交通の確保策について、地区社協、福祉施設、行政関係課とともに検討を行いました。

また、平成26年度からは経済的困窮により緊急一時的に食べ物に困っている人に食品提供を行う「緊急一時食品提供事業」が市社協でも開始され、連携して実施しました。

第3の柱 活動をすすめる体制を強化します

(1) 計画をたてよう、すすめよう

第6次計画の総括を行うとともに、区内のさまざまな団体に意見聴取を行い、平成30年度からの「安佐北区地域福祉活動第7次3か年計画」で重点的に取り組んでいくもの、検討していくべきものを中心に意見を集約し、平成30年度での策定に向け作業を進めました。

地区社協における福祉のまちづくりプラン策定では平成29年度に新たに小河原・上深川地区が策定し、狩留家地区が2次プランを策定しました。今後、未策定地区については、地域の状況に応じた働きかけを行っていきます。

(2) 組織を強化しよう

福祉のまちづくり研修会の開催等により新たな参加者の発掘や体制整備を通して、継続的かつ安定的な地区社協の運営ができるよう支援しました。

(3) 取り組みに参加する人を増やそう

地域活動の担い手の拡大を図るため、地区社協や地域包括支援センター、公民館等と共催で講座を開催するほか、地域状況に合わせた地域福祉推進委員の複数設置や連絡会の隔月開催により地域活動の活性化と地域の横のつながりづくりを進めました。

(4) 拠点を設けよう、機能を強めよう

地区社協活動拠点整備について、深川地区の拠点整備では共同募金の地域テーマ募金の活用の提案と支援、公民館や市役所担当課との調整や協議などを行い、開設に向けたサポートを行いました。

また、市社協の「地区社協活動拠点づくり応援成事業」を積極的に活用して、拠点整備の修繕、活動機材等の更新設置推進と活性化の促進を図りました。

(5) 取り組みのための財源を作ろう

福祉のまちづくりの取り組みを支える財源の醸成と確保を図るため、寄付金の募集拡大や共同募金運動推進などによる財源の確保などに取り組みました。

広報紙等印刷物への広告料収入の導入等新たな財源確保や賛助会員の募集拡大など、引き続き自主財源の確保方法の検討を行います。

3 第7次3か年計画策定の背景

現在、「子どもの貧困」や「ひきこもりの長期化・高齢化」、「2025問題」、「8050問題」、「人々の多様性（ダイバーシティ）を認め合う地域づくり」といった課題への対応がより求められるようになっていきます。そのことは市・区社協で日々受ける生活相談や、「広島市くらしサポートセンター」の支援事例からも実感できるものです。

さらに、「障害者差別解消法」や「成年後見制度利用促進法」なども制定されました。

これらの社会情勢の変化に対応するため、国は「我が事 丸ごと」地域共生社会実現本部のもとに設置した「地域力強化検討委員会（地域における住民主体の課題解決力強化・相談支援体制の在り方に関する検討会）」の「中間とりまとめ」を踏まえ、社会福祉法を改正し、地域福祉の推進を施策化しました。それはつまり、「地域住民」「社会福祉を目的とする事業を営む者」「社会福祉に関する活動を行う者」が相互に協力し、地域福祉を推進すること、そして「国及び地方公共団体」による必要措置を講ずることとし、この行政責任を明確にするため、「地域福祉計画」の策定を行政の努力義務としました。

平成29年12月12日、「地域共生社会の実現に向けた地域福祉の推進について」が厚生労働省（子ども家庭局長、社会・援護局長、老健局長通知）から発出されました。

さらに、高齢者分野では、少子高齢化の進展や人口減少社会の到来といった社会の変化に対応するためには「自助 互助 共助 公助」を適切に組み合わせながら、地域ごとの包括的な支援体制を充実させていくことが必要とされ、要介護状態や認知症になっても、安心して地域で暮らし続けるまちづくりを目指す「地域包括ケアシステム」の構築が進められています。

そして、介護保険法の改正により平成29年4月から「介護予防・生活支援総合事業」が開始され、要支援の介護サービスの一部が地方自治体の介護予防事業に移管され、これまでの介護事業者によるサービスの提供に加えて、地域住民やボランティアによる高齢者の介護予防や生活支援の取り組みや、生活支援コーディネーターの配置、協議体の設置等、地域を基盤としたケア体制づくりが進められようとしています。

また、子育てや障害者分野でも「地域」を基盤に切れ目のない支援を行う施策が推進されるようになりました。さらに、社会福祉施設等の社会福祉法人にも様々な地域課題に応える「地域貢献」が求められています。

広島市は、平成28年2月に出した「広島型福祉ビジョン」において、「自助・共助・公助」を適切に組み合わせ「翁（おきな）・媪（おうな）」（高齢者福祉）と「童（わらべ）」（子育て・教育）に着目した持続可能な地域福祉を再構築していくとの方針を出しています。

平成30年3月には、「障害のある人もない人も、全ての市民が互いに人格と個性を尊重し、支え合い、自立しながら、暮らしと生きがい、地域をともに創る「まち」広島を実現する」ことを基本理念とした「広島市障害者計画[2018-2023]」が策定されました。

さらに、平成30年2月、広島市は、地域共生社会の実現を目指して、平成30年度の取り組みとして行政組織の見直し（地域共生社会推進室の設置、東区役所厚生部の再編）を行うこと、現行の地域福祉計画を見直し「地域共生社会実現計画（仮称）」を策定することを発表しました。

4 第7次3か年計画策定の基本的な考え方

少子高齢化による人口構造の変化、所得格差の拡大、地域共同体の弱体化、単身家族の増加等の家族構成の変化など、社会環境の変化は、私たち住民の暮らしや活動に大きく影響を与え、日々の暮らしにくさや、地域生活課題を生み出しています。

そうした状況の中、私たちはその課題認識から、多様な活動主体による参画と協働により、様々な課題解決に取り組んでいます。

それらは決して「やらされ感」や「負担感」ではなく、「住民」が率先して「活動主体」となり、町内会や学区といった小さな圏域から、区域や市域といったそれぞれの圏域において、理想とする地域づくり、人としての暮らしやすさを目指して取り組もうとするものです。これこそ住民主体のまちづくりです。

そこで地域福祉活動第7次3か年計画（以下、「第7次計画」という。）は、「住民自身による民間の主体的かつ活発な取り組みを一層広げ、安佐北区の地域福祉を推進していくために、民間と社協、行政が協働して取り組むことが重要」との認識に立ち、計画策定を進めていくことにしました。

【計画期間】

平成30年度～32年度の3か年

※広島市の「地域福祉計画」策定が平成29年度から平成30年度にかけて行われるため、計画期間は3か年とし、民間先行型で策定した内容を行政計画に反映していくこととしました。また、社会情勢の変化に対応しやすくしました。

基本理念

すべての人に居場所や役割があり、

地域で安心して暮らせる、支え合いのあるまちをつくろう

基本目標

I 住民が自ら考え、話し合い、実践できるまち

住民の福祉力を高め、住民主体のまちをつくります

II 住民、民間団体、専門機関・専門職、行政等がつながり、

課題解決ができるまち

薄れているつながりを取り戻し、相互に連携して、様々な課題を解決していけるまちを目指します

第1章 今、私たちの地域は、暮らしは

1 それぞれの住民の暮らしにくさ（地域生活課題）について

現実のまちには、暮らしていく上での様々な課題があります。その課題に気づき、「何とか改善・解決を図りたい」と願う住民の思いが地域を動かしています。

ここでは、広島市域の住民からの「意見聴取」結果や、各種調査データ等を元に、住民が気づき、取り組もうとしている地域生活課題等を紹介します。

(1) 社会的孤立、つながりの希薄化、共助力の低下などの課題があります

- ・ 単身世帯の増大により、親族による相互扶助機能が低下しています。
- ・ 平成27年国勢調査データによると「単独世帯」が一般世帯の34.6%であり、それに次いで「夫婦と子どもからなる世帯」（核家族）が26.9%、「夫婦のみの世帯」20.1%となっています。
- ・ 平成22年の国勢調査と比較すると単独世帯は9.7%増（うち「65歳以上の単独世帯」は23.7%増）となっています。
- ・ 広島市郊外の住宅団地には完成から30～40年経過しているものも多く、人口減少や高齢化が進行しており、それに伴う交通や買い物といった生活利便性の低下、地域活動の衰退によるコミュニティの希薄化など、様々な問題が顕著に表れています。
- ・ 空き家、空き地が目立つ団地も見受けられ、適正に管理されない空き家・空き地が増加すれば、団地の景観の悪化、防犯力の低下、団地の荒廃につながる恐れがあるとされています。
- ・ 非正規雇用（パート、アルバイト、派遣社員、契約社員、嘱託など）の拡大により、職場におけるつながりの希薄化と不安定収入者の増加をもたらしています。
- ・ 妊娠中や子育て中の母と子、父と子が孤立し、地域のサポートが届かない実態があります。広島市市民意識調査報告書（平成27年度）によると、子育て世代である20～40代の70%超は、地域社会（コミュニティ）とのつながりが弱いと感じています。
- ・ 制度サービスを利用せず、近隣とも疎遠のため、行政からも地域からも孤立している（関わりが持てない）世帯があります。
- ・ 高齢の保護者が障害のある子どもを抱えるなど、福祉サービスにつながらず孤立している世帯があります。

(2) 様々な生活困窮を抱える住民の存在が明らかになってきています

- ・ 経済的困窮とともに親族や知人の支援が受けられない、職場や地域社会にも所属がない、といった関係性の貧困を併せ持つのが現代の「貧困」の特徴です。世代間で続く「貧困の連鎖」も課題となっています。
- ・ 人手不足と言われてはいますが、仕事を求める人は多く、ミスマッチとなっています。広島市くらしサポートセンターによる就労支援では、長く仕事についていない人や、人とのコミュニケーションに課題をもつ人などの存在が顕著となり、多様な就労支援を行っています。

- ・高齢者、障害者、保証人なし、緊急連絡先なし、携帯電話なし、収入不安定、初期費用不足といった要因がいくつも重なり、住宅確保が困難な人たちの存在が、生活困窮者支援の現場で顕著となっています。
- ・若年性認知症とは、64歳以下で発症する認知症の総称で、広島市では推計500人とされています。その多くが働き盛りで発症するため、就労継続が難しい場合、経済的な困難も抱えることとなります。周囲の理解もなく「自宅に引きこもり一人で悩んでいた」という当事者の声が寄せられています。

(3) 課題の多様化・複合化により、既存の制度サービスだけでは解決できない課題を抱える人が増えています

- ・高齢者世帯に属する障害者、失業者、ひとり親等、縦割りの相談機関では解決が困難な課題が増えており、「8050問題」とも言われています。
- ・借金、収入・就労、住まい、教育、孤立、疾病、自己有用感の喪失等、相談者はたくさん課題を抱えています。課題整理から一緒に取り組む、寄り添い型・伴走型の相談機関が必要です。
- ・どこに相談してよいか分からない困りごとを受け止める場所や人が身近な地域に必要です。また、困りごとを受け止めてくれる人や場所、相談機関の存在を住民に知らせていくことも必要です。

(4) 「住み慣れた地域で暮らし続けたい」という願いが実現できていない現実があります

- ・軽度認知障害の人たちが地域でたくさん一緒に暮らしています。外からは分かりにくいゆえの暮らしにくさを抱えています。
- ・若年性認知症の人が使える社会資源が少ないと言われています。医療や介護の社会資源に加え、地域の理解と安心して参加できる居場所も、住み慣れた地域で暮らし続けるためには必要です。
- ・障害を持つ人やその家族からは、「まだまだ障害理解が進んでいない」と言われています。
- ・障害者虐待があった場合、高齢者虐待の場合に比べて緊急一時保護が可能な場所を確保する仕組みが不十分です。
- ・発達障害児・者のライフステージにおける、医療・療育、福祉、教育、生活、就労等、切れ目のない支援は、まだ実現していません。それぞれの多様性を理解し、認め合い、共存共生する社会の仕組みづくりが必要です。
- ・高次脳機能障害の人たちは、外から分かりにくい認知・情動及び行動障害があり、障害を周囲から理解されず、復学や復職が困難になっていることが少なくありません。病院退院後に生活障害が顕在化することが多いとも言われています。

(5) 毎年のように災害が各地で起こっています。災害に強い、安心・安全なまちにすることが必要です

- ・平成26年の広島豪雨災害、平成27年の常総市鬼怒川災害、平成28年の熊本地震、平成29年の九州北部豪雨など、全国各地で様々な災害が発生しています。
- ・そのため、災害ボランティアの受入れ体制や関係機関との連携など、被災者支援や復興支援に備える必要性に迫られています。

- ・全国的に災害ボランティアによる復興支援が定着していますが、ボランティアの受け入れを遠慮される被災者も多くおられます。地域住民相互のたすけあいを基盤としつつ、全国から駆け付けてくれるボランティアを安心して受け入れることができる環境づくりが必要です。
- ・地域の中には、高齢者、障害者、子育て世帯、ひとり親世帯、外国人市民など様々な人が暮らしています。このような中、単独での避難が困難な人、避難所生活がしづらい人がいます。
- ・災害時に支援の必要な住民と平素から顔見知りになり、声を掛け合える関係づくりや、避難訓練の実施等、平素からの地域でのつながりづくりが必要です。
- ・民間企業や社会福祉施設が、行政や自主防災会と災害時相互応援協定を結ぶところが増えています。

2 支える地縁組織の課題

前項に引き続き、広島市域の住民からの「意見聴取」結果や策定委員会での議論等をもとに、地縁組織の課題を紹介します。

(1) 地縁組織の加入率低下により、支え合い活動が困難になっています

- ・加入率が低下すると、「地域情報が行き届かない」「地域行事への参加が促せない」「住民同士の交流・つながりが希薄化する」「住民ニーズがつかみにくい」「町内会費が集まらず、活動費が不足する」「役員の引き受け手がいなくなり、活動者の固定化・高齢化に拍車がかかる」といった弊害が生じ、支え合い活動を困難にしています。
- ・私たち住民自身が主人公となり、主体となって進めるまちのエリアは、まず「町内会や小学校区エリア」をイメージしています。このエリアを支える町内会・自治会は、「加入率低下」という大きな課題を抱えています。加入率を高めるため、地域も行政も様々な取り組みをしていますが、広島市域の町内会加入率は毎年減り続け、平成28年度60.6%だったのが、平成29年度は59.4%となりました。町内会が解散した地域もあります。
- ・町内会長さんからは、「近隣で助け合おうという考えがない、自己（利己）主義の人が増えている」「コミュニティがなかなかつukれない」「住民意識がない」「世帯単位が小さくなっている」「若い人も高齢者も単身世帯が増加している」といった声を聞いています。
- ・町内会に加入していないと、災害時の支援がしにくくなるという意見があります。
- ・「子ども会が解散した」という声をいくつか聞くようになりました。一方で、解散した子ども会に代わって、町内会や老人クラブが子どもたちの支援を行っている地域も増えています。
- ・ネット環境の普及等、生活の利便性向上の一方で、人と会話をしなくても済むような自己完結的な生活ができるようになり、人と人との関わりが希薄化するという弊害も起きています。

(2) 担い手が不足しています

- ・小地域福祉活動の担い手が、固定化・高齢化しています。
- ・「若い人は仕事で忙しいので、時間が取れる人が中心にならざるを得ず、負担が集中する」といった声があります。
- ・民生委員の欠員状態は、平成30年3月現在、85名です。民生委員協力員数は、103名で、民生委員の確保も課題となっています。
- ・ボランティア活動者も高齢化してきています。
- ・福祉や介護、保育の職場で働く人材が不足しています。
- ・一方で、活動したい若者はたくさんいるけれど、参画したい活動に出会い、継続できるための環境整備（相談窓口、丁寧なコーディネート、交通費等の負担軽減など）が必要との指摘があります。
- ・担い手が悩んだときに安心できるよう、仲間づくりができる場や、相談・支援をしてくれる人や機関が必要です。

(3) 相互の連携が不足しています

- ・民間の活動主体として、地縁組織、ボランティアグループ、NPO等市民活動団体、社会福祉法人、民間事業者、企業、農協、生協、協同労働グループ、社協等が挙げられます。
- ・それぞれの活動主体が良い活動をしていても、「互いの活動を知らない」といった状況があります。互いの活動を知り、協力し合うことで、もっと良い成果が生まれる取り組みがあると思われまます。
- ・今後は、多様な民間の活動主体が一緒になって取り組む地域づくりが期待されます。
- ・行政と、多様な民間の活動主体との連携・協働が進んでいません。
- ・地域住民と専門職・専門機関へのつながりがまだ不十分です。専門職・専門機関同士の連携も不足しています。
- ・相談機関はたくさん増えていますが、ほとんどが対象別です。互いの相談機関・相談担当者が他の相談機関のことを熟知し、相談者の課題をきちんとアセスメントし、一緒に考えていく姿勢をとらなければ、複合的課題への対処は難しく、課題が解決されないままとなってしまいます。

ここまで紹介をしました住民の暮らしにくさ（地域生活課題）や広島市域における小学校区を主な活動圏域としている地縁組織や市民活動団体等が感じている課題を、以下のように整理しました。

- ① 社会的孤立・つながりの希薄化・共助力の低下
- ② 生活困窮者問題の顕著化
- ③ 課題の多様化・複合化による、制度の狭間の問題の顕著化
- ④ 住み慣れた地域で暮らし続けたい
- ⑤ 災害に強い、安心・安全なまちにしたい
- ⑥ 地縁組織への加入率低下により、支え合い活動が困難
- ⑦ 担い手不足
- ⑧ 支援団体間相談機関間の連携不足

第2章 私たち住民がめざす福祉のまちづくりに向けて

1 住民による地域福祉の活動展開

(1) 多様な民間からの意見聴取（ヒヤリング）について

さまざまな「暮らしにくさ」がある中、住民は自らそれらの課題に気づき、必要性を感じてさまざまな解決のための取り組みを進めています。今回の計画が、「安佐北区の地域福祉を民間の立場でどう推進していくか」という視点で策定していくため、区域を活動エリアとしている地縁組織等の地域活動団体、地域福祉推進委員、ボランティア団体、当事者団体、NPO等からの意見聴取を行いました。

- ① 地縁組織等の地域活動団体、ボランティア団体、当事者団体、社会福祉法人、NPO等へ文書による意見聴取を行いました。

- ・ 期 間：平成29年11月～12月
- ・ 送 付 先：90件
- ・ 回 答 数：43件
- ・ 聴取内容：●「安佐北区の地域福祉推進」という目的において、平成30年度からの向こう3か年位の目安で、貴会又はあなたが取り組みたいテーマ
- テーマに取り組むための、貴会又はあなた自身のアクションプラン（自分の所属する団体として取り組みたいこと）
- テーマに取り組むために、安佐北区社協と連携して取り組みたいアクションプラン

- ② 安佐北区地域福祉推進委員連絡会（平成30年1月開催）で、グループワークによる聞き取りを行いました。
- ③ 市社協に設置の各委員会から出された報告書・提案書に掲げられている意見を参考にしました。

(2) 住民（実践者・実践団体）の意見・思い

（1）で聴取した「安佐北区の地域福祉推進」に対する意見や思いを次の①～⑥のとおり整理しました。

- ① 地域づくりに関するもの
- ② 地区社協、自治会・町内会等の地縁組織・ボランティア活動の活性化に関するもの
- ③ 地域・ボランティア活動の担い手に関するもの
- ④ 見守り、サロン・集いの場づくりや住民同士の支え合い活動に関するもの
- ⑤ 活動拠点の整備に関するもの
- ⑥ 自団体の活動に関するもの

① 地域づくりに関するもの

■地域づくり

- ・地域住民が仲間意識を持ち、生きがいを感じる社会づくり。
- ・各世代の住民それぞれがこの地域に住んで良かったと実感する地域づくり。
- ・住民の一人ひとりが、自らが参加し役割もてる地域づくり。
- ・身体が不自由でも、豊かに生きられる地域づくり。
- ・災害時に支援が可能な地域づくり。
- ・住み慣れた地域で最期まで安心して暮らせる過ごせるまちづくり。
- ・地域ニーズに即応する創造的活動づくり。
- ・病院・区社協・包括の情報共有化による地域医療・福祉の充実。
- ・食文化の伝承、三世代交流。

■空き家

- ・空き家対策（空き家、空き農地の活用）。

■交通手段の確保

- ・高齢者の交通手段の課題解決。
- ・高齢者等の通院、買い物等移動手段の確保。

② 地区社協、自治会・町内会等の地縁組織・ボランティア活動の活性化に関するもの

- ・地区社協役員体制の充実と地域組織との連携。
- ・福祉のまちづくりにおける各団体の役割整理。
- ・地域諸団体の総合調整役としての地区社協機能強化。
- ・自治会加入率及び共同募金が減少しているため、自治会加入を呼び掛けたい。
- ・地域における「福祉活動」と「まちづくり活動」の一体化を図りたい。
- ・地域福祉推進委員、福祉委員（自治会・町内会の組長）活動の活性化。
- ・小地域でのボランティア活動の体制づくりと稼働化。
- ・ボランティアグループ間の連携。

③ 地域・ボランティア活動の担い手に関するもの

- ・地域福祉活動の次世代の担い手の発掘と育成。
- ・地区団体の後継者の育成（若者層に社会福祉活動の大切さを伝え、役員として登用する）。
- ・ボランティアの高齢化による活動継続のための対策。
- ・20～50代の人に対する地域での活動を促す取り組みをしてみたい。

④ 見守り、サロン・集いの場づくりや住民同士の支え合い活動に関するもの

■見守り

- ・支える人、気がかりな人の調査と登録のすすめ。
- ・孤独死の対策、地区民児協と福祉委員との緊密な連携による地域での孤立防止。
- ・認知症の方の見守り、一人暮らしの方への傾聴ボランティア。

■サロン、集いの場

- ・いきいきサロンの数を増やしていきたい。
- ・高齢者・障害者・子ども達、多世代に優しい居場所づくり。
- ・認知症カフェ、子ども食堂。

■支え合い活動

- ・住民主体型生活支援訪問サービスへの取り組み。

⑤ 活動拠点の整備に関するもの

- ・常設活動拠点の整備（開設場所の調整、老朽化対策）。
- ・近隣の地区社協拠点の見学を計画したい。

⑥ 自団体の活動に関するもの

- ・地区のホームページの立ち上げ。
- ・小学校の存続活動。
- ・ガーデン自慢コンテスト（花壇、庭など）。
- ・ひとり親家庭の子どもの健全育成（場づくり、制度などの情報提供）。
- ・各団体の会員相互の親睦と組織の維持・強化。
- ・介護のイメージ変革、介護人材の確保・発掘。
- ・在宅介護のあり方を考える、介護技術等の講習会の開催。
- ・福祉施設間のネットワーク構築。

2 私たちがめざす住民主体のまちとは

第1章の1では、住民からの意見聴取に基づく、暮らしにくさ（地域生活課題）を紹介しました。第1章の2では、広島市域における小学校区を主な活動圏域としている地縁組織や市民活動団体等が感じておられる課題を紹介しました。

第2章の1では、安佐北区域における小学校区を主な活動圏域としている地縁組織等の地域活動団体の他、地域福祉推進委員、ボランティア団体、当事者団体、社会福祉法人などが今後取り組みたいテーマや課題を紹介しました。

第2章の2では、第2章の1で紹介をした取り組みたいテーマに基づいた各団体のアクションプラン例及び安佐北区社協と連携して取り組みたいアクションプランを紹介します。

(1) 住民（実践者・実践団体）が考えるアクションプラン

① 地域づくりに関するもの

■地域づくり

- ・生活援助員（訪問緩和型）の資格を地域住民が取得し、高齢者の生活援助を行う仕組みをつくりたい。
- ・活動者育成と発掘のため「街の達人」など自主的活動者登録制度の充実と活動者育成のための研修会の実施等。
- ・地域の課題解決のために、関係機関と事例検討会を開催（行政、区社協、地域包括、民生委員、自治会等）。

- ・コミュニティセンターを構築し、近隣を含む災害情報、健康、生活情報を包括した情報センターを整備したい。
 - ・配食活動のための加工場を作り、活動を伝承し、地域に輪を広げたい。
 - ・三世代交流を図る「ふれあい祭り（仮称）」を自治会やPTA等と協同で開催したい。
 - ・中学校でのあいさつ運動の継続。
 - ・子育て、働き世代が地域で活動しやすくしたい。年に数回のカフェやバザーなど、やりやすいことから始めてみたい。
 - ・子どもから大人まで「もっと良い地域になっていくには、みんなが笑顔で毎日楽しく生きていくためにはどうしたらいいか」など、みんなで考えたい。
 - ・区社協、地区社協、各種団体と連携して、福祉啓発のための行事（保育園などの施設にも協力を求める）。
- 空き家
- ・空き家の再利用を進める。短期滞在の作業場・倉庫等に利用する。
- 交通手段の確保
- ・買い物、通院等送迎用の地域巡回バスの運行。
 - ・駅の環境整備（電車に合わせてプラットホームの高さを上げる）。
 - ・地域を挙げて問題解決の模索を図る。社会福祉法人、NPO、地域の諸団体など組織の理解と協力が必要。
 - ・充実したデマンド交通網の構築。

② 地区社協、自治会・町内会等の地縁組織・ボランティア活動の活性化に関するもの

- ・社協に求められている総合調整機能を発揮できるよう、社協活動について地域内の理解を得たい。
- ・地域特性も踏まえ、地区社協として目的意識的に先行的・先駆的活動の実施を進める（恒常的展開は自治会等で）。
- ・地域内の福祉施設との連携事業を実施（施設職員と交流を図り社協組織の体制強化の検討）。
- ・地域の福祉団体や企業等からの若手の社員の地域活動参加を促す仕組みづくり。（企業の地域行事への参加支援制度づくり）
- ・情報宣伝活動の充実による社協活動への理解の促進と信頼感の拡大。
- ・総合事業を含めたボランティア体制の整備、登録者の見直しと組織づくり。
- ・ボランティアバンク活性化のため、低額報酬制度やポイント制などの検討。
- ・ボランティアグループの現状把握のためのアンケート実施。
- ・高齢者ポイント制度の利用呼び掛け。
- ・ボランティア依頼のルートづくり（草刈り、片付け、買い物、傾聴など）。

③ 地域・ボランティア活動の担い手に関するもの

- ・ 40～50代の年齢層から人材を育成する部署を地区社協に創設する。社協の中だけでなく広く地域において活動ができる仕組みとする。
- ・ 若手の活動を期待し、PTAや各種団体に活動に入ってもらいながら人材を増やす。助けられたり助けたり。
- ・ 若いボランティアが活動できる場づくり。
- ・ 40～50代に特化したボランティアバンクの設立。
- ・ ボランティアコーディネーターの養成。

④ 見守り、サロン・集いの場づくりや住民同士の支え合い活動に関するもの

■見守り

- ・ 子どもの民生委員、福祉委員を募集し、地域の民生委員、福祉委員とお年寄りの家庭や施設等を訪問する。
- ・ 子ども（小・中学生）による地域見守り隊（仮称）の結成。
- ・ 徘徊時、早期発見対策の一環として身元確認シールの無料配布。
- ・ 高齢化に伴う独居者、障害者等の見守り・支援について地域全体で取り組むための体制と地域の意識を高めるため、小学校区単位での自治会・社協・老人会・民生委員・行政等の連絡会を開いて連携し支援する。
- ・ 孤独死対策として、もう少し地域で活動する人に情報を提供し行動する。

■サロン、集いの場

- ・ サロン参加者を積極的に募り、地域の中での孤立を減らしたい。
- ・ 認知症カフェの開催。
- ・ 男性が参加しやすいサロン。
- ・ 子ども食堂で地域の高齢者に活躍していただく。地域の子どもや親子が気軽に来て高齢者と交流してほしい。
- ・ 小集団ごとに小さなコミュニティスペースを作る（高齢者の集いの場と小さな生産拠点）。
- ・ コミュニティセンターに高齢者、障害者、子どもたちが集える図書室を設け、多世代が優しく過ごせる空間にしたい。

■支え合い活動

- ・ ボランティアバンクに積極的に参加してもらい、住み慣れた地域で安心して暮らすには社協としてどんな活動ができるか考えたい。
- ・ 地区社協全体で具体的な学習を行いたい（住民主体型生活支援訪問サービス、認知症など）。

⑤ 活動拠点の整備に関するもの

- ・ 地区社協の拠点を地域全体に周知し、社協の存在を一人でも多くの人に知ってもらう。
- ・ 常設活動拠点の整備により、住民ニーズの把握、サロン活動、研修会開催などを常時可能とする。
- ・ 活動拠点の維持のためのランニングコストを補完できる制度の創設。
- ・ 公民館など公的施設での事務所開設など。

⑥ 自団体の活動に関するもの

- ・ 月1回の会議で、タイムリーに情報を流し、会員の意見を聞く。
- ・ 組織の維持・強化を図るため、可能な限り地域の行事などに参加して実態把握に努める。
- ・ 高齢化してくる障害者のリスクなど問題点を探求し、身障者個々の生活クオリティを高めるために具体的な行動を提供する。
- ・ ひとり親家庭対象の行事を開催し、子育て支援策の紹介と会員の親睦を図る。
- ・ 地域住民の方々に対して、介護講習会を通して施設職員のノウハウを伝えたい。
- ・ 若い世代（小・中学生）へ介護の仕事の楽しさ、やりがい、魅力を伝えたい。
- ・ 施設や事業に、その本来目的以外の立ち寄り日と呼び込む仕掛けを実施し、福祉機能に「にぎわい創出」を付加したい。
- ・ 入所者、通所者のQOLの向上のため、様々なボランティア活動と連携したい。
- ・ 社会福祉施設間でネットワークを構築することにより、介護・障害などがそれぞれ取り組むのではなく、地域で支え合う体制を作りたい。

(2) 安佐北区社協と連携して取り組みたいアクションプラン

① 地域づくりに関するもの

- ・ 社協の理解やボランティア体験等、福祉教育を地区社協と学校が連携して実施できるようにしてもらいたい。
- ・ 地域の課題解決のために、関係機関と事例検討会を開催する際には区社協に出席してほしい。
- ・ 地域活動への助言、相談、橋渡し。
- ・ 生活支援コーディネーターとの密接な関係を築いていきたい。
- ・ 知的障害者（児）の理解と啓発のため、様々な場面で「あび隊」を活用していただきたい。
- 空き家
 - ・ 空き家の把握、斡旋等。
- 交通手段の確保
 - ・ 駅の環境整備のための行政との折衝への協力。
 - ・ 地域の現状に着目した問題解決と制度上の改革に、区社協と連携して進めたい。

② 地区社協、自治会・町内会等の地縁組織・ボランティア活動の活性化に関するもの

- ・ボランティアバンクを立ち上げや活動に関する知恵を貸してもらおう。
- ・福祉活動を含め、社協活動の周知、啓蒙活動を支援してもらいたい。行政からもサポートを得られるよう、間接的支援をいただきたい。
- ・懸賞付きの「論文募集」。ボランティアに関する論文により人材の顕在化。
- ・若い世代向けの「ボランティアポイント」制度創設。

③ 地域・ボランティア活動の担い手に関するもの

- ・地域でのボランティアの人材確保のためのアドバイス、有効的な事例を含めた提案や研修会の実施。
- ・地域活動の若年層を育成指導できる部署を区社協に期待する。
- ・地区社協のボランティア育成、ボランティアコーディネーター養成の区社協との協働。

④ 見守り、サロン・集いの場づくりや住民同士の支え合い活動に関するもの

■見守り

- ・子ども食堂のような、地域の子どもまたは親子が気軽に来て高齢者と交流できる場所の確保や広報。また、協力者（高齢者・学生など）の募集。
- ・高齢化に伴う独居者、障害者等の見守り・支援について地域全体で取り組むための小学校区単位での自治会・社協・老人会・民生委員・行政等の連絡会を開催してほしい。
- ・若者世代サロンの助成金の創設。カフェ等を開く際の飲食を提供することへの規制等の情報提供。
- ・見守り活動等の他地区の情報提供と見守る人たちの役割の確認の研修など。

■支え合い活動

- ・住民主体型生活支援サービスのきめ細かい支援を包括支援センターと連携して取り組むため、積極的な支援をお願いしたい。
- ・住民主体型生活支援訪問サービスと認知症について地区社協全体で具体的な学習会開催。

⑤ 活動拠点の整備に関するもの

- ・利用可能な施設などの情報提供や支援をお願いしたい。

⑥ 自団体の活動に関するもの

- ・当事者団体で同じような目的で活動している他団体との交流の場をつくる。
- ・障害分野における地域生活支援拠点の整備に当たって不可欠である「地域の体制づくり」を始め、様々な分野で連携していただきたい。
- ・福祉施設が協力し合えるようその窓口になってもらいたい。
- ・施設を活用した、にぎわいやまちづくりに関する人や団体の紹介、イベントの共催などの協力をいただきたい（特に若者から子育て世代が集うアイデア）。
- ・若い世代へ介護の魅力を伝えるため、職場体験等の機会を作っていただきたい。

3 共通する課題から見てきたもの

第1章では、住民・地縁組織・市民団体等から暮らしにくさ（地域生活課題）や活動上の課題を紹介し、第2章の1・2では安佐北区域における地縁組織等の「地域福祉推進」に対する取り組みたいテーマや課題、思いを紹介しました。

こうした中で、共通する課題について、以下のとおり整理しました。共通する課題について、次章の本会の活動・組織・発展強化計画の中に反映させています。

また、本会が既に取り組んでいる活動についても紹介します。

【共通する課題】

- つながりの希薄化・共助力の低下
- 町内会・自治会への加入率低下・地区社協と地域組織の連携
- 地域活動の担い手不足・若い世代の活動への参加
- 地域での孤立防止と見守り

第3章 安佐北区社会福祉協議会の活動・組織 発展強化計画

第1章では、住民・地縁組織・市民団体等から暮らしにくさ（地域生活課題）や活動上の課題を紹介し、第2章では安佐北区域における地縁組織等の「地域福祉推進」に対する取り組みたいテーマや課題、思いを紹介するとともに、第1章及び第2章で共通する課題を紹介しました。

第3章では、これらの意見や思いを本計画に反映させながら、活動・組織 発展強化計画を作成しました。

1 事業を推進する方針

第1章に掲げている基本理念・基本目標及びそれを実現するための方策の提案を踏まえつつ、さらには第6次計画の継続性も考慮し、市・区社協が取り組む3か年計画の事業推進方針は、次の4つとしました。

また、第7次計画では、「住民による民間の主体的かつ活発な取組を一層広げ、安佐北区の地域福祉を推進していくために、民間と社協、行政が協働して取り組むことが重要」との認識から、「多様な市民活動を応援します」という方針を明確に位置づけました。

- 1 福祉のまちづくりをすすめる活動をします
- 2 多様な市民活動を応援します
- 3 一人ひとりの暮らしを受け止め、つなぎ、支えます
- 4 組織・財政の充実強化を図ります

2 第7次計画の取り組み内容

基本理念	基本目標	事業の推進方針	取り組み内容
すべての人に居場所や役割があり、地域で安心して暮らせる、支え合いのあるまちをつくろう	Ⅰ 住民が自ら考え、話し合い、実践できるまち	1 福祉のまちづくりをすすめる活動をします	<ul style="list-style-type: none"> ●新・福祉のまちづくり総合推進事業の整備と拡充 ●地域福祉活動の担い手の育成・拡大 ●介護予防・日常生活支援総合事業の推進 ●生活支援体制整備事業の推進 ●地区社協活動拠点整備の推進 ●福祉のまちづくりプラン策定支援事業の推進 ●災害に備えた地域づくりの推進 ●社会的包摂にむけた福祉教育の推進 ●子どもの育ちの支援 ●共同募金（赤い羽根募金）活動の推進
		2 多様な市民活動を応援します	<ul style="list-style-type: none"> ●ボランティア活動への参加意識の醸成と体制整備 ●社会福祉法人、NPO等とのネットワークづくり ●災害ボランティアセンターの活動体制づくり
	Ⅱ 住民・民間団体、専門機関・専門職、行政等がつながり、課題解決ができるまち	3 一人ひとりの暮らしを受け止め、つなぎ、支えます	<ul style="list-style-type: none"> ●福祉サービス利用援助事業「かけはし」の推進 ●安佐北区くらしサポートセンターとの連携 ●ボランティアセンター機能の強化
		4 組織・財政の充実強化を図ります	<ul style="list-style-type: none"> ●市・区社協組織体制の見直しへの協力 ●区社協組織体制の強化 ●SNS等を活用した区社協の見える化の推進

3 具体的なアクションプランについて

前項で掲げた内容について、具体的なアクションプランを以下にまとめました。

事業の推進方針 1 福祉のまちづくりをすすめる活動をします

(1) 新・福祉のまちづくり総合推進事業の整備と拡充

- ・住民（地区社協や町内会・自治会等）が取り組む福祉のまちづくりを継続して支援します。
- ・地区社協ごとに巡回訪問を行い、新・福祉のまちづくり総合推進事業をはじめとした地域での取り組み状況の把握及び地区社協が抱える個別の地域課題について支援します。

- ・65歳以上の単身世帯及び夫婦のみの世帯が増加傾向にあることから、近隣での見守りは益々必要になってきます。「近隣ミニネットワーク」による見守りだけでなく、地域包括支援センターが実施する「高齢者地域支え合い事業」、行政が実施する「避難行動要支援者避難支援制度」と連携した見守りを推進します。
- ・集いの場づくりの支援として、地区社協が開催のサロンの世話人等を対象としたサロン連絡会を実施し、好事例の情報交換等により横のつながりづくりを行う場をつくります。
- ・住民同士の助け合い・支え合い活動である「地区ボランティアバンク」活動について、研修会の開催を行うなど活性化を図ります。

(2) 地域福祉活動の担い手の育成・拡大

- ・地域活動に参加していただける人を増やすため、地区社協域ごとに地域デビュー講座を継続して開催します。
- ・市社協が開催のシニア大学と連携し、安佐北区で活動を行うグループづくりや地域活動へ参加しやすい方法を検討します。
- ・地域福祉推進委員を継続して育成するとともに、一地区当たりの複数設置を推奨します。
- ・福祉委員の設置状況や取組内容を把握するとともに、福祉委員を対象とした研修会等の開催を通して育成します。
- ・福祉サービス利用援助事業「かけはし」の生活支援員として活動していただける人を増やしていきます。

(3) 介護予防・日常生活支援総合事業の推進

- ・生活支援コーディネーターを中心に、「地域高齢者交流サロン」及び「地域介護予防拠点」の設置支援を行い、集いの場づくりを進めます。
- ・住民主体型生活支援訪問サービス実施団体の活動支援を行い、住民同士の支え合い活動を推進します。
- ・サロン実施団体及び住民主体型生活支援訪問サービス実施団体の交流会を設けるなど、活動の活性化と実施団体同士の横のつながりづくりを支援します。

(4) 生活支援体制整備事業の推進

- ・2025年には、65歳以上の高齢者が3人に1人となり、若者だけでなく高齢者の単身世帯及び夫婦のみの世帯が増加し続けることが予測されています。在宅介護のニーズが増加していく中で、それを支える専門職の不足も予測されていることから、地域包括ケアシステムの構築に向けて、行政や専門職だけでなく、地域団体やボランティア、NPO 等多様な資源の担い手が安佐北区の地域特性や資源を活かした我が地域づくりについて話し合う場として、安佐北区域協議体（第1層）を設置し、地域での支え合い・助け合い活動が広がるよう推進します。
- ・中学校区域、小学校域（地区社協単位）での地域課題について話し合う場づくり（第2層協議体）を地域包括支援センターに配置されている第2層コーディネーターと連携しながら進めます。

(5) 地区社協活動拠点整備の推進

- ・各種助成事業を活用し、新規拠点の設置と既存拠点の活動継続を支援します。
- ・まちの情報が集まり、発信する仕組みがある活動拠点づくりを推進します。
- ・拠点開設の方法の検討や開設事例の紹介など、未開設地区への支援をします。

(6) 福祉のまちづくりプラン策定支援事業の推進

- ・第一次プラン未策定地区社協への働きかけを行い、策定支援をします。
また、第二次プラン策定地区の拡大に向けて、働きかけを行います。
- ・中学校区域、小学校域（地区社協単位）での地域課題について話し合う場づくり（第2層協議体）において、地域課題の発見と解決策を話し合う中で、福祉のまちづくりプランの策定について検討する場面を持つことの働きかけを行います。

(7) 災害に備えた地域づくりの推進

- ・災害対策検討委員会（仮称）を新規に立ち上げ、地区災害ボランティアセンター運営マニュアルの策定に取り組みます。また、委員会はプラットフォーム化を目指し、委員には地区社協をはじめとした地縁組織やNPO法人等の市民活動団体の参画を呼び掛け、顔の見える関係づくりを進めます。
- ・マニュアルに基づいた、地区災害ボランティアセンター開設シミュレーションの実施を目指します。また、実施に向けては、若者の参加も促進する方法を検討します。
- ・災害時に助け合うためには、日頃からの近隣とのつながりが大事であることから、新・福祉のまちづくり総合推進事業では、災害時の助け合い・支え合いを意識した取り組みを推進します。

(8) 社会的包摂にむけた福祉教育の推進

- ・体験！発見！！ほっとけん！！やさしさ発見プログラム事業を継続実施し、地縁組織、施設、当事者団体の協力を得て、福祉への正しい理解が進むよう取り組みます。
- ・青少年福祉活動体験事業（通称：ボラスタ）を通して、中・高・大学生へ福祉や地域活動を知るきっかけづくりを行います。
- ・生活困窮者や引きこもり等の課題を抱えた人を排除するのではなく、包摂することの啓発活動として、くらしサポートセンター等支援団体の実践報告会の開催を目指します。
- ・認知症の人への正しい理解の促進を図るとともに、家族会や地域包括支援センター、行政等と連携し、認知症の人とその家族にやさしい地域づくりを進めます。

(9) 子どもの育ちの支援

- ・「子育てサロン」や「子ども食堂」など子どもの育ちに関わる取り組みを新たに検討、実施する地区社協に対し、先駆的な取り組みの紹介や実践地区との情報交換の場づくり、助成金に関する情報提供などにより支援します。

(10) 共同募金（赤い羽根募金）活動の推進

- ・地域の皆様から頂いた募金は、新・福祉のまちづくり総合推進事業への助成など地区社協活動の応援をはじめ、社会福祉活動団体への助成等に活用されています。また、各都道府県の共同募金会では災害に備えて赤い羽根共同募金の一部を積み立て、災害発生時に被災地の災害ボランティアセンターの運営等に助成を行う「災害準備金」制度を設けています。平成26年の「8.20広島豪雨災害」、「平成30年7月豪雨災害」においても災害ボランティアセンターの運営に活用されました。
- ・地区社協活動をはじめとする地域福祉活動を実践する方々へ、共同募金の意義や必要性を説明し、広く募金を呼びかけるとともに、「地域テーマ募金」等の助成申請のサポートを通して、地域福祉活動を支援します。
- ・本会の広報紙を通して、共同募金が地域福祉活動に使われていることのPRを積極的に行うなど、広く理解が得られるよう広報を行います。

事業の推進方針2 多様な市民活動を応援します

(1) ボランティア活動への参加意識の醸成と体制整備

- ・地区社協をはじめとした地縁組織や社会福祉法人、NPO法人等の市民活動団体において、ボランティアの受け入れや活動のコーディネートが行える人材の育成を、研修会等を通して行います。
- ・ボランティア活動の活性化に向けて、区ボランティアセンターに登録の個人ボランティア・登録グループの活動支援を継続して行います。また、登録個人ボランティア及びボランティア活動を希望される方への活動の場の提供と開拓を行います。
- ・区ボランティアセンターが市民活動団体の集う場（サロン活動やグループ活動の作品展示、月1回のなんでも相談など）として機能するよう活用方法の再検討やPRを行います。
- ・地区ボランティアバンク担当者と顔の見える関係づくりを行い、区ボランティアセンターと地区ボランティアバンクが相互に連携できるよう進めます。

(2) 社会福祉法人、NPO等とのネットワークづくり

- ・災害対策検討委員会（仮称）の新規立ち上げやボランティアコーディネートが行える人材の育成のための研修、区域協議体といった取り組みを行う中で、ネットワークづくりを進め、つながりのパイプが太くなるよう取り組みます。
- ・地域福祉活動や災害ボランティア活動等において、福祉の分野以外の団体とも協働しながら取り組みを進めることが今後益々必要となってくることから、そうした団体とも顔の見える関係づくりを行うための方法を検討します。

(3) 災害ボランティアセンターの活動体制づくり

- ・区災害ボランティアセンター運営マニュアルの見直しを行い、事務局職員の役割等を確認します。

- ・ NPO 等の支援団体と支援者リストを作成し、災害時の連絡網を整備します。
- ・ 災害ボランティア活動に必要な資機材・車両・携帯電話等の調達方法、看護師等の専門職の調整についての対応策を検討します。
- ・ 災害ボランティア活動の紹介パネルを活用し、区防災訓練等への参加を通して啓発を行います。
- ・ 災害ボランティア活動の環境整備における区役所との協議を継続実施するとともに、協議のあり方についても再検討します。

事業の推進方針 3 一人ひとりの暮らしを受け止め、つなぎ、支えます

(1) 福祉サービス利用援助事業「かけはし」の推進

- ・ 判断能力が不十分であっても、福祉サービスの利用支援や日常的金銭管理のサポートにより、地域で暮らし続けることができる仕組みづくりを進めます。
- ・ 高齢者の単身世帯が増加している社会背景や、低額で日常的金銭管理のサポートを行う機関が数少ないことから、「かけはし」の需要は増してくることが予想されるため、介護事業者等への積極的な事業説明を行います。

(2) 安佐北区くらしサポートセンターとの連携

- ・ 民生委員等地域関係者や行政等との情報共有に努め、相談者の地域生活を支援します。
- ・ 課題解決が円滑に行われるよう社会資源の開発に努めるなど、生活困窮者支援を通じた地域づくりを進めます。

(3) ボランティアセンター機能の強化

- ・ 本会に寄せられる様々な相談において、事務局内で各担当職員が横断的に連携し、解決を図る中で、ボランティアによる支援を検討できるようボランティア希望者のボランティア登録及びニーズ把握に努めます。
- ・ 地域のサロンや集いの場において、ボランティアに特技（歌、楽器、笑いヨガ等）を披露していただくことで、サロンや集いの場の楽しみとなり、ボランティアにとっては活躍の場になる、こうした双方の利益につながるような活動のマッチングを行います。
- ・ 地区社協活動やボランティア活動を実践する団体へ財団助成金等の情報を発信し、活動を応援します。
- ・ 既存の登録ボランティアグループの活性化に向けて、交流会等の開催を行うなど、グループ間のつながりが深まるよう取り組むとともに、グループの活動支援を行います。

事業の推進方針 4 組織・財政の充実強化を図ります

(1) 市・区社協組織体制の見直しへの協力

- ・市・区社協の事務・事業及び法人のあり方を市社協とともに検討を進めます。
- ・各個別事業担当嘱託職員の業務内容・処遇の一本化及び常勤職員への切り替えを市社協とともに検討します。
- ・担当部門ごと、担当業務ごとに理解を深める研修を実施するなど、職員の資質や専門性の向上を図るとともに、今日的課題である働き方に関する意識改革や職員のメンタルヘルス対策などへ対応するため、職員研修体系の見直し、改善を市社協とともにを行います。

(2) 区社協組織体制の強化

- ・本会の部会・委員会事業の見直しを行います。
- ・自主財源の増減の動向を見計りながら、賛助会員の募集を行うなど自主財源の確保方法の検討をします。

(3) SNS 等を活用した区社協の見える化の推進

- ・広報紙及び既存のホームページのみの広報では若者世代へ情報が届いていないことから、被災者支援活動により開設した SNS (Twitter、Facebook) を継続して活用し、本会の取り組みをリアルタイムに発信します。
- ・現在は、本会の紹介パンフレットがなく、取り組みを分かりやすく説明できる資料がないため、パンフレットを作成し、PR を行います。

資料編

用語解説：50音順

NPO

NPOは、Nonprofit Organization の略で、「民間非営利組織」と訳すことが多く、利益を得て配当することを目的とする組織である企業に対し、NPO は社会的な使命を達成することを目的とした組織。医療・福祉・環境・文化・芸術・スポーツ・まちづくり・国際協力・国際交流・人権・平和など、あらゆる分野で市民活動団体等の民間非営利組織がある。

「特定非営利活動法人」として法人格を持って活動する団体もあれば、一般には、法人格の種類（NPO 法人、公益法人、一般法人、社会福祉法人、協同組合など）を問わず、また法人格を持たずに、民間の立場で社会問題を解決するために活動する団体のことをいう。

自助 互助 共助 公助

自助：自分で自分を助けること。自発的に自身の生活課題を解決する力。

互助：家族や友人、仲間など、費用負担が制度的に裏付けられていない自発的な支え合いにより、それぞれが抱える生活課題をお互いが解決し合う力。自助、共助、公助と言う場合があり、その場合は「共助」が「互助」の意味で使われる。

共助：制度化された相互扶助のこと。医療、年金、介護保険、社会保険制度など、被保険者による相互の負担で成り立つ。

公助：公による負担（税）で成り立ち、自助・互助・共助では対応できないことに対して、最終的には必要な生活保障を行う社会福祉制度のこと。

ダイバーシティ

「多様性」などの意味をもつ英語。労働分野における「人材の多様さ」の概念などとして用いられる場合がある。市場の要求の多様化に応じ、企業側も人種、年齢、信仰などにこだわらず、多様な人材を活かし、最大限の能力を発揮させようという考え方。

地域共生社会

支え手側と受け手側に分かれるのではなく、福祉サービスを必要とする地域住民も含め、地域のあらゆる住民が役割を持ち、支え合いながら、自分らしく活躍できる社会のこと。ニッポン総一億活躍プラン（平成28年6月2日閣議決定）で使われ、改正社会福祉法（平成30年4月1日施行）において、地域共生社会の実現に向けた地域福祉の推進が求められている。

地域包括ケアシステム

2025年（平成37年）を目途に、高齢者の尊厳の保持と自立生活の支援の目的のもとで、可能な限り住み慣れた地域で、自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるよう、国が構築を進めている地域の包括的な支援・サービス提供体制。概ね中学校区を最小範囲にシステムの構築を目指すと説明されている。

2025問題

約800万人いるとされる団塊の世代が後期高齢者になり、高齢者人口が急速に増大するとともに、総人口も減少すると予測されており、2010年には生産年齢人口（15歳～64歳）3人に対し1人の高齢者の割合（騎馬戦型）であった高齢者が、2025年には生産年齢人口2人に対し1人の高齢者、2040年には生産年齢人口1.4人に1人の高齢者（肩車型）となり、生産年齢人口に対する高齢者の割合が高くなり負担が増すという問題。また、高齢者人口の増加に伴い、独居高齢者、認知症高齢者や介護が必要な高齢者の数も増加するが、人口は減少するため、介護職などのマンパワーが不足することも問題とされている。

8050問題

80歳代の親が、失業や引きこもり、障害等を起因として、自身の収入のない50歳代の中高齢者と同居し面倒を見ている世帯が増えている。預貯金や親の年金に頼った生活はいずれ経済的困窮を招くこと、長期間の不就労により就労が困難になること、親亡き後の子の生活をどう継続していくかという問題、そして何より、孤立の問題が大きい。

プラットホーム

周辺よりも高くなった平らな場所を指す英語。ネットワークは、網状の組織のようにつながったもの、プラットホームはそのつながりを支える基盤、土台、システムを指すことが多い。

民生委員協力員

民生委員・児童委員が行っている見守り活動や、地域福祉活動の補助を行う協力者であり、地区民生委員児童委員協議会会長が推薦し、広島市長が委嘱する。

高齢者数の増加やコミュニティ意識の希薄化が進行する中、地域の身近な相談相手であり、地域福祉の推進役である民生委員・児童委員の負担が年々増大しており、民生委員・児童委員の負担軽減と新たな担い手の拡大を図るしくみ（平成27年12月より制度開始）。

民生委員協力員には民生委員・児童委員と同様の義務（守秘義務、職務上の地位の政治利用の禁止など民生委員法に規定されている内容など）がある。

発行 社会福祉法人広島市安佐北区社会福祉協議会
〒731-0221
広島市安佐北区可部三丁目19番22号 区総合福祉センター4階
TEL : 082-814-0811 FAX : 082-814-1895
E-mail : kita@shakyohiroshima-city.or.jp

策定 平成31(2019)年3月

製本 令和元年6月(部数 150部)
